

政治倫理の確立のための北九州市議会の議員の 資産等の公開に関する条例施行規程

(平成7年12月20日議会規程第1号)

改正 平成13年12月17日議会規程第3号 平成14年3月22日議会規程第1号
平成16年3月19日議会規程第1号 平成18年5月1日議会規程第2号
平成19年9月28日議会規程第2号 平成23年3月1日議会規程第1号
平成29年4月21日議会規程第3号 令和元年6月27日議会規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、政治倫理の確立のための北九州市議会の議員の資産等の公開に関する条例(平成7年北九州市条例第41号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(資産等報告書等)

第2条 条例第2条第1項各号に掲げる資産等には、外国にある資産等を含むものとする。

2 条例第2条第1項第5号の有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券(資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券に限る。)、金銭信託及びその他とする。

3 条例第2条第1項第6号の自動車の種類は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他とする。

4 条例第2条第1項第6号の船舶の種類は、汽船、帆船及びその他とする。

5 条例第2条第1項第6号の航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他とする。

6 条例第2条第1項第6号の美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他とする。

第3条 条例第2条第1項の資産等報告書は、第1号様式によるものとする。

2 条例第2条第2項の資産等補充報告書は、第2号様式によるものとする。

(所得等報告書)

第4条 条例第3条第1号イの北九州市議会(以下「議会」という。)の議長が定める所得の金額は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第8条の4の規定に基

づく上場株式等に係る利子所得及び配当所得、同法第28条の4の規定に基づく土地等の譲渡等に係る事業所得及び雑所得、同法第28条の規定に基づく長期譲渡所得、同法第32条の規定に基づく短期譲渡所得、同法第37条の10の規定に基づく一般株式等の譲渡に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得、同法第37条の11の規定に基づく上場株式等の譲渡に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得並びに同法第41条の14の規定に基づく先物取引に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得の金額とする。

第5条 条例第3条の所得等報告書は、第3号様式によるものとする。

2 条例第3条の所得等報告書の提出は、納税申告書の写しを提出することにより行うことができる。この場合において、同条第1号ア又はイに掲げる金額が100万円を超えるときは、その基因となった事実を付記しなければならない。

(関連会社等報告書)

第6条 条例第4条の報酬とは、金銭による給付をいう。

第7条 条例第4条の関連会社等報告書は、第4号様式によるものとする。

(期限の特例)

第8条 条例第2条第1項の資産等報告書、同条第2項の資産等補充報告書、条例第3条の所得等報告書及び条例第4条の関連会社等報告書（以下これらを「報告書」という。）の提出の期限が、北九州市の休日を定める条例（平成3年北九州市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。

(報告書の訂正)

第9条 議会の議員は、報告書を訂正しようとする場合は、議会の議長に訂正届を提出し、訂正の箇所に認印するとともに、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

2 前項の訂正届は、第5号様式によるものとする。

(報告書の閲覧)

第10条 条例第5条第2項の規定による報告書の閲覧（以下「報告書の閲覧」という。）は、当該報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日からすることができる。

2 報告書の閲覧は、議会の議長が指定する場所で、議会の議長が指定する時間にしなければならない。

- 3 報告書を閲覧する者（以下「閲覧者」という。）は、係員の指示に従わなければならない。
- 4 閲覧者は、報告書を丁重に取り扱うものとし、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 5 議会の議長は、前3項の規定に違反する者に対して、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、報告書の閲覧に関し必要な事項は、議会の議長が定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成8年1月1日から施行する。

（条例の施行の日において議会の議員である者に係る資産等報告書）

- 2 条例付則第2項の規定により提出する資産等報告書については、第2条、第3条第1項及び第8条から第10条までの規定を準用する。

付 則（平成13年12月17日議会規程第3号）

この規程は、平成13年12月17日から施行する。

付 則（平成14年3月22日議会規程第1号）

この規程は、平成14年3月22日から施行する。

付 則（平成16年3月19日議会規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年5月1日議会規程第2号）

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

付 則（平成19年9月28日議会規程第2号）

この規程中第2条の改正規定、第1号様式の改正規定（同様式の4の項各号列記以外の部分の改正規定及び同項第3号を削る改正規定を除く。）及び第2号様式の改正規定（同様式の4の項各号列記以外の部分の改正規定及び同項第3号を削る改正規定を除く。）は平成19年9月30日から、その他の改正規定は同年10月1日から施行する。

付 則（平成23年3月1日議会規程第1号）

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

付 則（平成29年4月21日議会規程第3号）

この規程は、平成29年4月21日から施行する。

付 則（令和元年6月27日議会規程第1号）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

様式（略）